

集団的住宅トラブル発生を通してみた消費問題

元島工大建築 西川加林

住宅に開拓するトラブルの中でも住むに支障をきたすトラブルにけると問題は深刻である。ここでは集団的に発生した某住宅団地の住宅トラブルの事例をとらえて、その発生原因と解決へのプロセスを追って、住宅の消費者問題を考えて行くものである。

この団地は広島市を中心地へ1時間以内の通勤圏にあり、急速に開拓されたベッドタウンである。昭和52年に建設された木造、不燃、耐火性500kgのうち半数が欠陥もしくは施工的瑕疵工事、粗雑、仕様書との違いなどをトラブルを起した。例えれば雨もり、道具の開拓困難又は不可能、内外壁のさめつ、はく離・引き戻などである。販売主は労働者組織の1つであり利潤を目的としたものだけに消費者にとっても信頼が大きく、搬送賃料も相当に高かった。トラブルの原因は入札にF3タンクローリーに加えて何よりも秋から冬にかけての屋根突貫工事である。これは販売主最悪情状で店舗を無視して一方的に入居期日を厳命し、それに伴う建設業者の体面を保たねばならず工事期限のあせりから生じたものである。この背景には集中排水槽の下水処理施設の仕方に3年間もめぐれたことにある。入居者の睡窓のロス、精神的苦痛はもとより、販売主にとっても委員会の設立、初学者による専門的調査、やり直しなど多額の金銭的負担をすることになった。問題発生から約2年間を要しながらもなんとか解決した。駐把強制下1年間であるか軽唐したものには二つ一部だけでは定着率は止め高く、自治会活動を支える要因とも云えよう。共同被害者仲間として、良きリーダーのもとでの統一的行動が弱い消費者を強くして目立つ例と云える。一方で建築士としてのモラルのあり方に向砲を構えたのも革新的である。